

◆午前10時4分開議

▼○中島謙二議員▽ おはようございます。

自民党議員連盟の中島謙二でございます。ただいまより、あらかじめ通告しておりました4項目について、私の2期目の任期中最後となる一問一答質問を行いますので、知事、教育委員長、教育長並びに関係部長の真摯な御答弁をよろしくお願いをいたします。

それでは最初に、大学入試改革について伺います。

この大学入試改革については、昨年の6月議会においても質問いたしましたが、昨年平成26年末に中央教育審議会は、大学入試センター試験にかわる新たなテスト導入などによって入試改革を進めることにより日本の教育全体の改革を促進するという答申をまとめ、発表しております。

この答申について、中央教育審議会の前会長である安西祐一郎氏は、従来の大学入試改革とは次元が異なる内容であり、高校と大学のあり方、両者をつなぐ大学の入学選抜の一体的改革を求めたと言つておられますが、また今回の答申が目指す方向性は、知識、技能と思考力、判断力、表現力を蓄え、主体的に多様な人々と協働できる眞の学力の育成であり、グローバル化、多極化した世界、地方の活性化が急務の日本で、若者が希望に満ちた未来を歩めるよう、新たな時代を見据えた教育改革であるとしておりますが、まず、答申された教育改革では具体的にどのような資質や能力を持った若者を育成しようとしているのか、教育長に伺います。

▼○議長（岡本昭二）▽ 藤原教育長。

▼○教育長（藤原孝行）▽ 答申では、若者に身につけさせたいのは、夢や目標の実現に向けてみずから的人生を切り開き、他者と助け合いながら幸せな暮らしを営んでいける力、言いかえるならば、豊かな人間性、健康、体力、確かな学力を総合した生きる力であるとされております。

▼○議長（岡本昭二）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ また、この教育改革について、教育委員長としてはどのように考えておられるのか、伺いたいと思います。

▼○議長（岡本昭二）▽ 仲佐教育委員。

▼○教育委員会委員長（仲佐久子）▽ 今回答申が行われた背景には、現在の入試制度では、生産年齢人口の急減、グローバル化など社会経済情勢が大き

く変化する中で、これから時代に通用する力を持った子どもたちを育むことが難しくなっていることがあるとされています。私も、現在の知識の偏重や暗記に偏りがちな大学入学者選抜では、主体的な思考力、判断力、表現力や多様な人々と協調する姿勢などの育成に十分つながらないのではないかと考えております。

昨年策定した第2期しまね教育ビジョン21は、他者への思いやりや規範意識、人権や生命の尊重といった人間力を基礎としつつ、多様な人と積極的にかかわっていく社会力、さらに学力を合わせて3本の柱となっています。学力についても、単に知識、技能に頼るだけでなく、学習意欲や知的好奇心を育みつつ、思考力、判断力、問題解決力などを身につけることを目標としており、改革案と教育ビジョン21の理念は方向性は同じものと考えます。改革の具体的な内容を注視しつつ、しっかりと対応ができるように、学校の教育活動の改善を図っていくことが大切と考えます。

▼○議長（岡本昭二）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ この答申を受けて、改革を実行するために高大接続改革実行プランが策定され、その具体策として、各大学の個別選抜の改革、高等学校基礎学力テスト（仮称）及び大学入学希望者学力評価テスト（仮称）の実施、高等学校教育の改革、大学教育の改革という4点が示されておりますが、それらの具体的な内容について、また今後の高大接続改革に向けたスケジュールについて、あわせて教育長に伺います。

▼○議長（岡本昭二）▽ 藤原教育長。

▼○教育長（藤原孝行）▽ まず、大学入試改革の具体的な内容についてですが、1点目の、各大学の個別選抜の改革については、どのような学生を受け入れるのかという方針を明確にし、受験生の能力や意欲などを幅広く評価する新たな入試の仕組みをつくるとなっております。

2点目の、大学入試センター試験にかわる新たな2つのテストについてですが、高等学校基礎学力テストでは、現在の小学校6年、中学校3年で行っている全国学力テストの高等学校教育レベルの問題を出題するとされております。また、大学入学希望者学力評価テストでは、知識、技能を活用する応用力をはかるため、例えば新たに歴史と地理を組み合わせた問題などを出題するとされております。

3点目の、高等学校教育の改革については、生徒が受け身でなく主体的に協働して学べる教育を展開する、4点目の、大学教育の改革については、多様な学生が切磋琢磨し相互に刺激を与えるながら成長できる双方向の授業などへ転換するとされております。

次に、今後の改革スケジュールについてですが、実施される改革を年度順に説明しますと、高等学校教育の改革では、生徒の主体的な学習とその指導方法について検討し、来年度以降、順次実施されます。大学の個別選抜の改革は、平成28年度入試以降、大学ごとに実施されます。そして、新たに2つのテストのうち、高等学校基礎学力テストは平成31年度から、大学入学希望者学力評価テストは平成32年度から導入されることとなっております。

▼○議長（岡本昭二）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ ところで、今回の改革は、明治以来現代に至るまで、大学試験の選抜に関しては、静的な知識の記憶力といった客観性が重視されてきましたけれども、今回の改革では、知識の活用を求めていくという、明治以来の大学入試のあり方を大きく変える、まさに安西祐一郎中央教育審議会前会長が言うように今までとは次元の異なる大きな大学入試改革となると考えられる一方で、さまざまな課題もあるように思いますが、教育長はどのような課題があると思われるのか、伺いたいと思います。

▼○議長（岡本昭二）▽ 藤原教育長。

▼○教育長（藤原孝行）▽ 今回の教育改革ではさまざまな課題がありますが、例えば歴史や地理など教科を合わせた科目で求められる応用力については、教員の理解が十分でなく、その力を育成するための指導方法の研修を充実する必要があります。また、新たなテストが1年間に複数回実施される場合、授業や学園祭などの行事への影響が大きいため、実施時期や方法などについてさまざまな視点で検討する必要があります。さらに、今後、改革が具体的になる中で新たな課題も明らかになってくると思われますので、それらについても丁寧に対応していく必要があると考えております。

▼○議長（岡本昭二）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ 今後、文部科学省が決定した高大接続改革実行プランに示された工程表に従い、先ほど御説明ございましたように、平成31年から新

しいテスト等が実施されることになると思いますけれども、島根県の高校生にとって不利とならないように、また島根県内の各高等学校の現場においても新しいテスト実施に向けて混乱のないように、県としても十分な体制づくりをお願いして、次の質問に移りたいと思います。

次に、認知症国家戦略について伺います。

認知症とは、後天的な脳の機能障害により、一旦正常に発達した知能が不可逆的に低下した状態をいい、認知症の狭義の意味としては、知能が後天的に低下した状態のことを指しますが、医学的には、知能のほかに記憶、見当識を含む認知の障害がいや人格変化などを伴った症候群として定義されております。また、認知症は、以前より脳機能が低下し、その症状は中核症状と周辺症状、B P S Dとがありますが、これらの症状の特徴についてまず伺います。

▼○議長（岡本昭二）▽ 原健康福祉部長。

▼○健康福祉部長（原仁史）▽ お答えいたします。

まずは、認知症の中核症状ですけども、これは脳の細胞の働きが失われることに直接起因するものでございまして、主な症状としましては、記憶することが難しくなる、時間、曜日や場所などがわからなくなる、仕事を順序立てて行うことが難しくなるなどといったことがございます。

また、周辺症状とは、記憶が難しくなることなどに伴いまして、不安、焦りなどの気持ちや妄想、攻撃的な言動など、心理や行動の両面にわたってあらわれる症状であります。よく知られている徘徊などもこの周辺症状の一つでございます。周辺症状は、入院などによる環境の変化ですか、家族など周りの人のかかわり方といったことも原因となり得る考え方られておりまして、対応のあり方によっては症状の軽減ができるということがわかっております。

▼○議長（岡本昭二）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ この認知症については、厚生労働省研究班の推計によりますと、団塊の世代が全て75歳以上になる2025年、平成37年には7人に1人から5人に1人にふえ、認知症の高齢者が700万人前後に達し、2060年には1,154万人まで増加するとされております。そのため、政府は1月27日に、認知症の対策強化に向けた関係閣僚会議を開き、認知高齢者に優しい地域づくりに向けて、省庁横断の国家戦略、認知症施策推進総合戦略、新オレンジプラ

ンを決定しております。

この認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランは、認知症は今や一般的な病気だとして、よりよく生きていくための環境整備を目指し、7つの柱を掲げておりますが、この新オレンジプランは、2013年度に始まったオレンジプランとどのように変わったのか、また新オレンジプランに掲げられている7つの柱についてはどのような内容なのか、伺います。

▼○議長（岡本昭二）▽ 原健康福祉部長。

▼○健康福祉部長（原仁史）▽ 新オレンジプランは、認知症の人が住みなれた地域で自分らしく暮らし続けるために必要となることには的確に応えていくということを基本的な考え方として策定されました。新プランの特徴としましては、認知症の人の気持ちや希望を大切にする視点をより重視すること、また、これまで厚生労働省単独のプランだったものを、12府省庁が連携して取り組む総合的なプランとしたことなどがあります。

そして、新プランは、次の7つの柱に沿って進められます。1つは、認知症への理解を深めるための普及啓発、2点目に、認知症の容体に応じた適時適切な医療、介護等の提供、3点目に、若年性認知症施策の強化、4点目としまして、認知症の人の介護者への支援、5点目、認知症の人を含む高齢者に優しい地域づくりの推進、6点目、認知症の予防法、治療法などの研究開発の推進、そして7点目、認知症の人や家族の視点の重視でございます。

▼○議長（岡本昭二）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ 今説明いただきました新オレンジプランの7つの柱の一つに、今2点目の、認知症の容体に応じた適時適切な医療、介護等の提供が掲げられておりますけれども、認知症の早期診断、早期対応につなげるため、かかりつけ医や専門医、介護事業者が連携して認知症の人と家族などを支える新たな仕組みを地域包括支援センター等に整備するとしており、また歯科医師や薬剤師等への研修を新設されるようありますけれども、その新たな仕組みとはどのような仕組みであり、また具体的にどのような役割を果たしていくのか、また歯科医師や薬剤師の研修の目的について、あわせて健康福祉部長に伺います。

▼○議長（岡本昭二）▽ 原健康福祉部長。

▼○健康福祉部長（原仁史）▽ 新プランにおきましては、早期診断、早期対応のための体制整備とし

て4点の事項に取り組むこととされております。1つは、かかりつけ医などの対応力の向上や認知症サポート医の養成等、2点目に、認知症疾患医療センターの整備、3点目に、認知症初期集中支援チームの設置、4点目に、早期診断後の適切な対応体制の整備と、こういったことに取り組むこととされております。

このうち、特に認知症初期集中支援チームにつきましては、認知症の専門医、看護師等の医療系職員、また介護福祉士等の介護系職員がチームを組みまして、認知症の診断後速やかに適切な医療、介護等に当たるものでございまして、平成30年度までに全ての市町村に設置することとなっております。

この支援チームは、家族などからの相談を受けて、看護師などが家庭を訪問して状況を把握し、専門医から助言を受けます。そして、専門医からの助言は、かかりつけ医の診療に役立てもらったり、介護サービスの利用に結びつけるというような活動を行うことになっております。

また、歯科医師や薬剤師は、口腔機能の管理や服薬指導を通じまして日ごろから高齢者に接する機会が多いことから、高齢者に接する際に認知症の症状に早期に気づき、かかりつけ医などにつなぐことですとか、その後も引き続き認知症の人の状況に応じまして適切な口腔管理などを行っていくことといった役割が期待されるところでございます。

このため、新プランでは、こうした役割が果たせるよう、歯科医師と薬剤師の認知症の対応力を高めるための研修を実施することとされております。来年度は、国におきまして、研修のあり方についての検討が行われ、平成28年度以降、関係団体の協力を得て実施することが予定されているということでございます。

▼○議長（岡本昭二）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ また、認知症の人を含む高齢者に優しい地域づくりの推進の中に、現在非常に問題となっている徘徊による行方不明を防ぐための体制づくりが掲げられておりますが、具体的にはどのような体制づくりを行っていくのか、伺います。

▼○議長（岡本昭二）▽ 原健康福祉部長。

▼○健康福祉部長（原仁史）▽ 市町村では、認知症の人などの行方不明を防ぐために、民生委員、自治会、社協などの協力を得まして、地域の見守り活動を行う仕組みづくりが進められております。ま

た、住民の認知症への理解を進め、地域の中で認知症の人の見守りなども手がけてもらえるよう、認知症サポーターの養成も行われているところでございます。

県では、こうした市町村の体制づくりを支援するため、県主催の担当者会議に警察の担当者にも参加してもらい、講じるべき認知症施策や行方不明者の捜索方法などについて意見交換を行っております。

なお、認知症の人が行方不明との連絡があった場合には、一刻も早く身の安全を確保するために、市町村や警察署などが協力して捜索に当たることとなります。こうした場合には、あらかじめ登録した人に携帯メールなどで捜索活動への協力を呼びかける方法も県内各地で広がってきております。

▼○議長（岡本昭二）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ 今まで、7つの柱の取り組みの中から具体的な取り組みに関して質問してまいりましたけれども、いずれにしても、今後この新オレンジプランに従って認知症に対する国家戦略が実行されていくわけですが、現段階でわかる範囲で結構でありますので、県、市町村それぞれが主体となる事業にはどのようなものがあるのか、伺いたいと思います。

▼○議長（岡本昭二）▽ 原健康福祉部長。

▼○健康福祉部長（原仁史）▽ まず、市町村が主体となって行う認知症施策としましては、先ほど述べました初期集中支援チームの設置ですか見守り体制づくりのほか、本人や家族を支えるために行う認知症カフェや地域の介護教室などの開催、認知症の人が地域で安心して生活を続けていくためのグループホームの整備などがございます。

一方、県には、広域的な立場からの支援が求められております。県としましては、それぞれの市町村が医療と介護の連携によって認知症施策を効果的に進めていくよう、専門診断と相談を行う認知症疾患医療センターの整備、市町村施策へのアドバイスを行う認知症サポート医の養成、病院勤務医など医療関係者の認知症対応力の向上のための研修、こういったことなどに引き続き取り組んでまいります。またあわせまして、家族からの相談への対応をする認知症コールセンターの運営、若年性認知症についての知識や理解の普及啓発などを行ってまいります。

▼○議長（岡本昭二）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ この認知症について、安倍首相は閣僚会議で、今や誰もがかかる可能性のある身近な病気だと指摘しており、また現在、徘徊による行方不明者が年間1万件に上り、投資詐欺などの消費者被害や交通事故、虐待など、認知症をめぐる問題は喫緊の課題であると思いますが、この認知症国家戦略に関する質問の最後に、認知症対策の必要性について知事の所感を伺いたいと思います。

▼○議長（岡本昭二）▽ 溝口知事。

▼○知事（溝口善兵衛）▽ 議員の説明、そしてやりとりを聞きながら感じますのは、安倍総理も、認知症というのは誰もがかかり得る、そういう病と申しますか、人間が老化するに伴って、ある意味で多くの人に必然的に出てくるプロセスだというような捉え方でございますし、またこれから10年後、2025年には高齢者の方々のうち7人から5人に1人ぐらいはそういう認知症にかかる可能性があるということございまして、人間が生まれて死ぬまでの間、高齢のプロセス、あるいは若年層でも出る場合もありますけども、そうしたことでかかっていく自然のプロセスのようなところでございまして、しかしそれに伴って日常生活が困るとか家族の人が困るとかいろんな問題が出てくるわけでございまして、政府はこれまでの厚労省の計画であったものを政府全体の計画として新オレンジプランをまとめられたわけでございます。政府には、こうした対応をしっかりとやっていくよう私どももお願いをしますけども、県自身も市町村などと連携をしながら、当座の問題として徘徊の問題もあります。それから、知識の普及といったこともございますし、できるものからどんどんやっていかなければならない、そういう大きな課題だというふうに認識をしております。

▼○議長（岡本昭二）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ 次に、健康長寿プロジェクトについて伺います。

全国に先駆けて高齢化が進んでいる本県では、全ての県民が健康で明るく生きがいを持って生活できる社会の実現を目指して、平成11年度に第1次健康長寿しまね推進計画を策定し、健康づくり、生きがい活動、要介護状態の予防を3つの柱として、健康長寿しまねを目標に、さまざまな健康づくり活動や啓発活動を積極的に進めてきておりました。

しかしその後、新たな課題に対応すべく、平成25年度に、今後の10年間の健康づくりの指針として第

2次健康長寿しまね推進計画を策定し、新たな柱を掲げ、さまざまな活動等を通じて健康長寿しまねの実現に向けて取り組んでおられます、まず改めて、第2次健康長寿しまね推進計画、島根県健康増進計画の基本的な考え方や目指す方向性について伺いたいと思います。

▼○議長（岡本昭二）▽ 原健康福祉部長。

▼○健康福祉部長（原仁史）▽ 第2次の健康長寿しまね推進計画におきましては、県民や関係機関、団体、行政が三位一体となった県民運動の展開、地域ぐるみの自主的、主体的な活動の活性化、子どもから高齢者までの生涯を通じた心と体の健康づくり、地域力を高め、元気に生きがいを持って生活できる生涯現役の健康なまちづくり、こうしたことなどを基本的な考え方として推進しております。これらの考え方を踏まえまして、平均寿命を延ばす、介護が必要となるまでの自立期間を延ばし2次医療圏の格差を減らす、こうしたことなど、健康寿命を延ばすことを目指しております。

▼○議長（岡本昭二）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ 今改めて、健康長寿しまね推進計画の基本的な考え方や目指す方向性について説明いただきましたが、何といっても最終的な目標は、健康で、日常的に介護を必要とせず、自立した生活ができる、すなわち健康寿命をいかに延ばすかではなかろうかと思っております。この健康寿命、そして介護予防を阻害する3大因子は、内臓脂肪症候群、メタボリックシンドローム、運動器症候群、ロコモティブシンドローム及び先ほど質問いたしました認知症と言われておりますが、このうちメタボリックシンドロームとロコモティブシンドロームとは相互に関連し合っていると考えられております。

そのため、健康●寿命●を延ばすためには、それら3大因子の予防、早期発見、早期治療が必要と考えられますが、認知症については先ほど質問いたしましたので、3大因子のうちメタボリックシンドローム並びにロコモティブシンドロームの予防、早期発見、早期治療の島根県における取り組みについて健康福祉部長に伺います。

▼○議長（岡本昭二）▽ 原健康福祉部長。

▼○健康福祉部長（原仁史）▽ 健康寿命を延ばすためには、働き盛り世代から健康づくりに取り組むことが重要でございます。さまざまな生活習慣病のリスクとなるメタボリックシンドローム、いわゆる

メタボでございますが、この予防には、バランスのとれた食事、適度な運動、禁煙、適正飲酒などの規則正しい生活習慣が必要となります。これらを進めるための取り組みとしまして、薄味レシピの作成や、家庭のみそ汁の塩分濃度検査の実施、また受動喫煙防止のための環境づくりや、禁煙支援薬局の登録など禁煙サポートの実施といったことなどを進めています。また、メタボの早期発見や早目の対処のため、市町村などが実施する特定健診の受診率向上や、メタボ該当者などに対する保健指導を推進しております。

また、骨、関節、筋肉などの運動機能が衰えるロコモティブシンドローム、いわゆるロコモですが、この予防には、日ごろから体を動かすことが重要となります。このため、ロコモの予防体操についてチラシによる啓発や講習会の開催などを、市町村、関係機関、団体と連携しながら実施しております。ロコモの早期発見や早目の対処のためには、運動機能のチェック項目やチェック方法の啓発を行っているところでございます。

▼○議長（岡本昭二）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ 今説明いただいたように、県は特定健診や保健指導、あるいはさまざまな健康づくり活動を県内市町村とともに積極的に取り組んでおられます、先般、新聞に掲載された埼玉県の健康長寿埼玉プロジェクトに関する記事を目にいたしました。その新聞記事によりますと、この健康長寿埼玉プロジェクトでは、埼玉県内のモデル地区で筋力トレーニングやウォーキングなどに取り組み、そのモデル事業で成果が裏づけられた運動法などをマニュアル化して県内の市町村に提供し、全県で健康づくりに取り組むとしており、例えば毎日1万歩を目指すウォーキングでは、参加した95人の中性脂肪が半年で平均22.4%低下し、1人当たりの医療費が年間2万3,846円抑制できたとし、そのため、埼玉県の試算では、40歳以上の県民が毎日1万歩のウォーキングを行った場合は年間100億円の医療費が抑制できるとしております。

このように、この埼玉県の取り組みの最終的な目標は、埼玉県の医療費の抑制を行うためであります、一方で島根県においては、健康長寿しまね推進計画における好事例を広く周知することが、健康長寿しまね県民運動がより一層効果的な取り組みにつながっていくと考えておりますが、県はどのように

考えられるのか、伺います。

▼○議長（岡本昭二）▽ 原健康福祉部長。

▼○健康福祉部長（原仁史）▽ 県内の健康づくり活動の好事例としましては、特定健診につきまして、訪問や電話などの個別勧奨を実施し、受診率が向上した事例、これは松江市の事例でございます。また、運動の推進について、ウォーキングに関するグループの育成やコースの整備、大会の開催などによってウォーキング人口が増加した事例、これは益田市の事例ですが、こうしたことなどがござります。

県では、これら的好事例を収集し、1つには、健康新寿しまねの会議、研修会での発表、またホームページ等による活動の紹介、こうしたことなどによって周知してまいりました。今後も、健康づくりに関する好事例を集めまして広く普及を図ることなどを通じて、県民の健康寿命を延ばしていきたいと考えております。

▼○議長（岡本昭二）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ 埼玉県のプロジェクト、今事例を挙げましたけども、こういった日常の運動が将来の健康づくりに役立つということでございますので、ぜひ島根県においても、好事例だけじゃなくて、マニュアル化できるものはして、広く県民に周知して、将来の健康寿命を延ばしていくことに役立てていただきたい、そういうぐあいに思います。

それでは最後に、買い物弱者対策について伺います。

買い物弱者とは、自宅近くに商店がなく、車も運転できないため、生活用品の購入に困る地域の人々のことをいい、買い物難民とも言われております。この買い物弱者は、以前は地方の過疎地などにおける問題であったわけですが、今や地方の過疎地等だけではなく都市部においても、従来型の商店や駅前スーパーなどの店舗の閉店などにより急激に増加しており、今や社会問題となってきております。

そのため、現在、最も近い生鮮食料品店まで500メートル以上離れていてマイカーのないいわゆる買い物弱者は全国でおよそ800万人に上ると言われておりますが、そこでまず、島根県内にはいわゆる買い物弱者がどれぐらいおられると推計されるのか、伺いたいと思います。

▼○議長（岡本昭二）▽ 中村商工労働部長。

▼○商工労働部長（中村光男）▽ 買い物弱者につ

いては、明確な定義はなく、条件を定めて調査を行ったことがないため、平成25年に県が委託して島根県商工会連合会が実施した商勢圏実態調査の結果からお答えします。

この調査は、3年に1回、県内の一般家庭を対象に、品目ごとの買い物先やその割合を聞いており、1万5,000人余りからの回答をいただきました。このときの調査では、日常生活に必要な買い物に不便を感じている場合、どのような点で感じてるかという質問を加えました。その結果、複数回答ですが、全体の11%の方が、近隣に店がない、それから全体の4%の方が、●遠方●に行くための自動車がないと回答しておられ、いわゆる買い物弱者の方は一定程度おられると考えられます。

▼○議長（岡本昭二）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ この買い物弱者対策のため、都会地では、ビジネスとして買い物サービスを行う会社が増加しているようありますが、一方で、地方の過疎地域ではなかなかビジネスとしては成り立っていない状況にあるように思っております。そのような中、県内では、例えば津和野町日原扇町自治会では、地元商店が扱う商品を電話等で注文を受け郵便局のネットワークを活用して配達するつわのお買物代行サービスを開始しております。

このように、県内では地域特性に応じたさまざまな買い物支援が行われておりますが、具体的にどのような取り組みがあり、またそれらの取り組みに対して県はどのような支援を行っているのか、伺います。

▼○議長（岡本昭二）▽ 西山地域振興部長。

▼○地域振興部長（西山彰）▽ 県内での買い物支援サービスといったしましては、きょうの新聞にも載っておりましたけども、民間事業者による移動販売や宅配サービスなどがございます。

また、自治会など地域の皆さんみずから買い物支援を行っている例としては、先ほど議員の御紹介がございました津和野の日原地区の買い物代行、益田市の真砂地区では、公民館が、近くにあります社会福祉法人と連携をいたしまして、法人が所有しております車で週1回、市内のスーパーに向け買い物バスを運行するというような取り組みがあります。また、雲南市波多地区では、廃校を利用しました交流センターの中に、住民が出資しまして、地域商店はたマーケットというお店を開設いたしております

す。また、隠岐の島町五箇地区では、地域づくりの団体の幸の島協議会が、地元の農作物、魚介類を集めまして、月に2回、産直市を開催するなど、住民に向けてのサービスが行われております。

県では、こうした取り組みに対しまして、市町村を通じまして、施設整備や改修、移動販売車の購入のほか、事前のニーズ調査や試験販売などについても支援を行っております。また、ふるさと島根定住財団が地域づくり応援助成金という形で支援を行っている例もございます。

▼○議長（岡本昭二）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ また、このたび国土交通省の有識者委員会は、人口減少や高齢化の影響により路線バスが撤退し、タクシーも少ない過疎地域で、住民の足を確保するため、貨物トラックに客を乗せたりタクシーで荷物を運んだりする貨客混載の必要性を認める中間報告をまとめております。一方、現行制度では、貨物を運ぶトラックと人を乗せるタクシーやバスは明確に分けられており、貨客混載は、バスが少量の郵便物や新聞を運ぶ場合に認められておりますが、トラックが人を乗せることについては現行制度では違法とされております。

しかし、これから国土交通省は、有識者委員会の中間報告を受け、近く現行制度の見直しに着手する方針を示しております。そのため、今後、国土交通省が貨客混載を認めることになれば、島根県内に多い過疎地域の買い物弱者にとって大変有意義な対策となるように考えられるため、島根県としても、買い物弱者対策として、貨客混載も含めさまざまな取り組みを行っていく必要があるようと思っております。

そこで最後に、今後、買い物弱者対策をどのように進めていかれるのか、知事の所見を伺いたいと思います。

▼○議長（岡本昭二）▽ 溝口知事。

▼○知事（溝口善兵衛）▽ 先ほどのやりとりをお聞きをしてまして、島根県などでは早くからこうした買い物弱者と言われる人々が出てきておりまして、地域の自治会でありますとか、あるいは公民館を活用したり、あるいは地域でマーケットを特別につくるとか、いろんな工夫がなされておるわけあります。こうしたものに対しまして、県もできる支援をしておりますけども、地域の状況を我々もよくお聞きをして、必要な支援はこれからも隨時や

っていかなければならないというふうに思います。

ただ、この問題は地方だけの問題でなく、議員も御指摘になりましたように都市においても起こっておって、全国的な問題であります。世の中の状況は変わつておるわけでございますから、いろんな状況に合わせた仕組みづくりというのが大事なわけでありまして、政府におかれでは、タクシーの有償貨物運送と、あるいはトラックの有償旅客運送、相互に乗り入れをするということですが、こういう現実的な取り扱いですね、世の中の変化に応じた対応、こういうものが必要でありますから、政府におかれても現実的な対応をとられるように我々も必要に応じて求めていきたいというふうに考えております。

▼○議長（岡本昭二）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ 現行の道路運送法等々の制限があつて、過疎地では、例えばこの買い物弱者もそうですけども、病院に行くのにも相当な費用を使って1日がかりで出でていくという事例はどこにもあるわけでありますけども、ここに例えばボランティア、有償で例えば100円もらって運送しても、それは道路運送法で違反になる、こういったことがたくさんあるわけでありますので、この垣根をいかに取るかというのは非常に大事な問題だと思っておりまし、そのためにはいわゆる既存の旅客業者にも理解いただきかなきやいけないというぐあいに思いますが、なかなか難しい問題であるけれども、県民の足を要するに確保するためにはこれはいざれ検討していかざるを得ない問題だというぐあいに思つてますので、県としても十分御検討いただくことをお願いをして、私の2期目最後となります質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）